

# 幕末の熊本藩儒辛島蘭軒について

大島明秀、成富なつみ

はじめに

第六代熊本藩主細川重賢（一七二〇～一八五）が、いわゆる「宝暦の改革」の一環として宝暦五年（一七五五）に設立した藩校時習館は、後に福岡藩藩校甘棠館の総受持に就いた亀井南溟（一七四三～一八一四）が、その著「肥後物語」（一七八一自序）で絶賛するほどの教育施設であった。

ところで、文政四年（一八二二）時習館教授に就任した辛島塩井<sup>1</sup>（一七五四～一八三九）は、その他藩主の侍講を務めたり、幕命により昌平黌で講義を行うなど華々しい経歴を有することもあり今日までその名が周知される一方で、その次男蘭軒（一八〇六～一八五）については、時習館訓導に就任した儒者でありながらも従来の研究史で着目されることはなかった。

この蘭軒に関する史料の所在については、既に『肥後先哲偉蹟』に活字化されたものに加え、新たに熊本県立大学

に書簡四点が所蔵されていること、さらに代々の辛島家に関する史料が松橋収蔵庫に収められていることが分かっている。

以上を踏まえて、本稿の目的とするところは、これまで看過されてきた幕末明治の儒者辛島蘭軒に着目し、その史料を整理紹介しながら、現時点で判明している事実を提示することである。

## 一 辛島蘭軒の略歴

蘭軒の経歴については、まずは『肥後先哲偉蹟』に掲載されている鎌田景弼撰の碑銘に見るべきであろう。撰者について説明しておく、天保十三年（一八四二）現熊本市古京町の二百石取りの藩士の家に生まれ、十四歳で時習館に入学した。明治二年（一八六九）に学校党として参政し

た後、東京裁判所判事、高知裁判所所長、佐賀県初代権令、佐賀県知事を歴任した人物である。以下、碑銘を引用する。

〔史料①〕

蘭軒辛島先生碑銘

碩學鴻儒之家、箕裘相繼、紹述父祖之遺業者、世不多見焉、而若西肥古賀氏、我肥辛島氏、又所最希覲也、古賀精里先生、以心學稱、徵爲幕府博士、其子弟多以文學聞、辛島鹽井先生亦應徵、講經於昌平學、蘭軒先生爲其令子、亦長文學、爲府學訓導、余時年十六七、就其門聽講經義、知其爲累世名儒、心竊欽慕、既而世運一變、余軼掌王事、不遑寧處、近承乏佐賀縣令、始得熟聞精里先生、及穀堂侗菴父子之遺事、又感其爲名家、因謂辛島古賀二氏、兩肥之儒家、而東西媿其美、不亦偉乎、辛島氏上世居豊前國辛島村、因爲氏、蘭軒先生十世祖、諱春種、徙肥後熊本、其子諱春久、孫春次、皆以處士著、春次子惟明、始以儒食俸於本藩、有所著肥後古城考等書若干卷、其後世々相繼、皆爲文學師、其最以正學碩德著者、爲鹽井先生、先哲之誌銘備矣、不待後輩喋喋也、其歿也、蘭軒先生猶幼、於是養

藩士岩越貞鎮以爲嗣、而先生承之、先生爲人廉正剛直、有上執政書數篇、言皆剴切、頗爲流俗所忌、行年八十以病歿、實明治十八年四月廿五日也、令子彝藏、馳書佐賀、屬余誌其墓、嗚呼余在二十五年前、列名門下、義不可以辭、乃舉其梗概、係以銘、銘曰、有斯父祖、有斯子孫、作之述之、累世名門、從五位 鎌田景弼撰。

ここから窺えるのは、蘭軒が文学に長じていたこと、時習館の訓導であつたこと、廉正剛直な性格で非常に適切な意見を述べ、卑俗なものを嫌つた人物であつたことなどである。また、辛島氏の先祖が豊前国辛島村出身であることが示され、初代春種が熊本に移り、二代春久、三代春次を経て、四代惟明の代で初めて藩儒となつたことや、蘭軒が幼くして父塩井を失くし岩越貞鎮の養子になつたことが記されている。明治一八年（一八八五）四月廿五日、辛島家第十代蘭軒は病氣により齡八十で鬼籍に入った。

さて『肥後先哲偉蹟』には、先に挙げた碑銘に加え、蘭軒の行状をめぐる二点の補足史料が掲載されているが、そのうちの一つは「辛島氏家系」を出典として示されていることが示されている。この史料は松橋収蔵庫に所蔵されている「辛

鳥家資料」のうちに収められている。縦一七・五×横八・〇  
種、折本仕立ての装丁で、表紙に朱書打付で「辛島氏家  
系」と外題が記され、「辛島家系」（墨書）との内題を有す  
る。内容は、辛島家初代春種の父浄阿彌から十二代までを  
掲載した家譜である。残念ながら『肥後先哲偉蹟』には一  
文しか引用されていないため、ここで改めて蘭軒に関連し  
た箇所を引用する。

〔史料②〕

十代

知喜

諱知喜。名喜。字叔陽。号蘭軒。称多喜次。後喜改  
禱。知雄二母母和田氏。文化三年丙寅七月朔日生。  
天保五年六月襲祿班番士。十二年四月為時習館  
句讀師。以疾辞爲。十四年十一月為穿鑿役假員。  
弘和元年十二月為正員。嘉永六月賜 公章上  
下服。三年十月免職。班番士。安政二年六月為時習  
館訓導假員。十二月為正員。班物頭列。四年二月  
賜袖縞千次局。六年十一月賜公章羽二重袍。文  
久元年命管居寮生。三年十二月賜銀若干次  
局。元治元年十二月賜銀若干次局。慶應元年

十月賜 公章木綿袷外套。十二月賜銀若干次  
局。二年六月轉川尻作事監。同月又轉所々監。  
班如故。四年正月藩改制。罷所々監官。因賜公章細  
袍免職。閏四月致仕

室【牛島氏、離別、】

室【田中氏、名晚稻、田中元勝女、嘉永二年己酉八月  
十二日卒、年二十九、葬于万日山先塋之側、法諡影照  
院晚稻妙周、】

室【園氏、名千龜、園久兵衛妹、】。

「辛島氏家系」には蘭軒の経歴が簡潔に示されている。  
第一に、文化三年（一八〇六）、蘭軒が誕生したことが伝え  
られている。これは「史料①」の年代と矛盾しない。な  
お、塩井（知雄）の次男で、母が和田氏であったこと、さ  
らに離別や死別などで三人の女性を娶ったことなどが新た  
な情報として示されている。

第二に、蘭軒が藩儒としての経歴、すなわち藩校時習館  
の句読師と訓導を歴任したことが分かる。句読師とは、時  
習館内にある句読齋において四書五経の素読を教えた教師  
のことであり、また、訓導は時習館内の講堂尊明閣で小

学、近思録、四書五経などの会読を担当した。<sup>9</sup>『熊本藩役職者一覽』によれば、蘭軒は天保十二年（一八四一）四月九日から同年七月二十六日まで句読師を、<sup>7</sup>時代は下つて安政二年（一八五五）六月二十七日から慶応二年（一八六六）六月三日まで訓導を務めたとされるが、これは「史料②」の内容と一致する。

なお、引用文に登場する「居寮生」とは、尊明閣の生徒のうち前途有望の秀才と門閥の子弟約二十五人（を選出する制度）を差し、文久元年（一八六一）、訓導であつた蘭軒はこれらを管理する立場になつたようだ。<sup>8</sup>

第三に、蘭軒が藩儒以外の経歴、すなわち番士、穿鑿役、川尻作事監、所々監官などの役職に就いたことが明示されている。このうち穿鑿役とは刑法方において司法に当たつた役のことである。<sup>10</sup>『熊本藩役職者一覽』によれば、蘭軒は天保一四年（一八四三）十一月二十六日から嘉永三年（一八五〇）一〇月一五日まで穿鑿役を務めたとされるが、<sup>11</sup>これも「史料②」と矛盾しない。

ところで、川尻作事所は造船を中心に藩庁の各役所や施設の建造を行つていた役所であつたが、<sup>12</sup>蘭軒が就いたとされる川尻作事監とはその目付のことと考えられる。また、所々監官とは所々目付のことで、蘭軒は慶応二年（一八六六）六月一二日から同四年一月二五日まで務めている。<sup>13</sup>

加えて、『肥後先哲偉蹟』には出典未詳ながらも一点補足史料が掲載されている。以下、引用する。

〔史料③〕

七代【先祖は青溪及鹽井傳にあり】辛島多喜次右大吉養子にて候、天保五年六月二十九歳にて父へ被下置候御知行、雖爲新知多喜次儀藝術心懸彦候付、無相違家屋敷共被下置、御番方被仰付、天保十二年四月時習館句読師被仰付、同年七月痛所に付願之通時習館句読師御免、同十三年九月病氣快復に付、御番方に組替、同十四年十一月御穿鑿役當分、同十五年十二月右本役、弘化三年五月多喜次養母儀、舅姑存生中事方宜、兼々親類睦敷、家事之世話行届病氣介抱等至而懇に有之、一體心得方宜様子委達尊聽、奇特之儀被思召上、御紋附御袷一被下置、嘉永元年六月數年出精相勤候付、御紋附御上下一具被下置、同三年十月當御役被遊御免御番方、安政二年六月時習館訓導當分、同年十二月座席御物頭列、時習館訓導本役、同六年十一月數年出精相勤候付、御紋附御小袖一被下置、文久元年九月教授助教に加里、居寮生之儀専ら致世話候様被仰付、慶應元年十月多年出精相勤候付、御紋附木綿御袷羽織一被下

置、慶應二年六月御作事所御目附當分、川尻詰、同十一月右御免、座席持懸にて所々御目附本役、同四年正月多年出精相勤候付、御紋附袖御綿入一被下置、當御役被遊御免御番方、同年閏四月病氣に付六十三歳にて隱居、八代葬之允、家督彝藏と改名<sup>14</sup>。

この史料は、「史料②」の記述を裏付け、所々で新しい情報を提示しながら、その内容を深めている。例えば、先に「史料②」に基づいて蘭軒が「居寮生」の管理役となったことを指摘したが、ここに見える「居寮生之儀専ら致世話候様被仰付」との記述は、そのことをさらに裏付けている。

その他、「史料③」には蘭軒が天保五年（一八三四）に家督を相続した事情とその周辺事項についての言及があり、また、句読師を免じられた背景には病気があったこと、或いは蘭軒の家族にまつわる挿話や隱居、数々の褒章の記録などについても少しく語っている。ただし、蘭軒を「七代」とするなど、記述の信憑性に疑問がある史料であることは否めない。

以上、三点の史料から蘭軒の様々な行状、とりわけ時習館に関わる役職にとどまらず、番士や川尻詰など儒者以外

の職務も歴任していたことなどが明らかになった。最後に、右に挙げた史料には未記載ながら、蘭軒の知行が百石であったこと<sup>15</sup>、没後「萬日山に葬」<sup>16</sup>られたことを記しておく。

## 二 蘭軒の交友関係

蘭軒をめぐるいくつかの新出史料が発見され、その交友関係が明らかになってきた。以下、四通の書簡を用いて蘭軒と地域社会との関わりを、加えて一通の覚書から藩政との関係性を論じる。

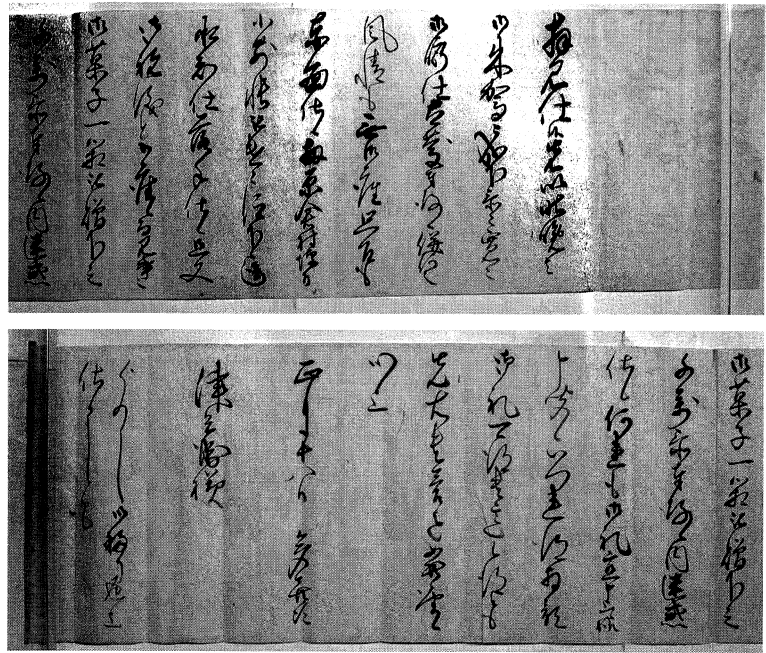
### (一) 地域社会

熊本県立大学に所蔵されている書簡は、四通とも差出が蘭軒で、いずれも江上家に宛てたものである。江上家は初代又次郎が御郡代手付横目に就任して以来、代々地域の重役に就いた家である。御郡代手付横目とは、郡と村の中間的な行政区画である手永の警務を担当した役職であり、手永を統括する御惣庄屋、手永内にある藩所有の山林や藪を管理した御山支配役と並んで手永三役と呼ばれた地方の重役である<sup>18</sup>。以下、各書簡の全文を引用する。

〔史料④〕

拜見仕候先以昨晚は  
 御来駕被成下忝々寛々  
 御嘶仕太慶奉存候併何之  
 風情も無御座思召も  
 赤面仕候扱原倉村坪付  
 小前帳被遣被仰下候趣  
 承知仕落手仕候且又  
 御祝儀と御座候而見事之  
 御菓子一箱被贈下之  
 千萬忝奉存候内迷惑  
 仕候何れも御礼宜申上候様  
 申聞候いづれ得拝顔  
 御礼可得貴意候得とも  
 先右貴答迄如此御座候  
 以上  
 正月十八日 多喜次  
 津兵衛様  
 尚々御移り返上  
 仕申候以上

【図1 史料④】



切継紙で成り、法量は縦一五・一×横七二・〇糎。宛先の「津兵衛」とは、江上家二代目の江上津兵衛のことである。江上津兵衛は現在の玉名市南東部と玉東町、天水町及び横島町北部にあたる小田手永<sup>19</sup>の御山支配役、現荒尾市長洲町のほぼ全域にあたる荒尾手永御山支配役、現玉名市菊池川流域西側南部一帯と岱明町全域及び長洲町の行末川河口付近にあたる坂下手永御山支配役を歴任した。<sup>20</sup>

さて、「史料④」の内容は、小田手永に属した原倉村の坪付小前帳の受取と祝儀の御菓子に対する御礼である。確かに津兵衛は文化八年（一八一二）六月十一日に就任してから、文政四年（一八二二）正月十一日に荒尾手永御山支配役に異動するまで、小田手永御山支配役を務めている。ただし、文政四年の時点でも蘭軒がまだ十六歳であったことを勘案すると、「史料④」の成立年次は小田手永御山支配役在職時ではなく、それより後年と考える方が整合的であろう。

残り三通の書簡は一連の関係にあるので、長くなるが続けて引用する。

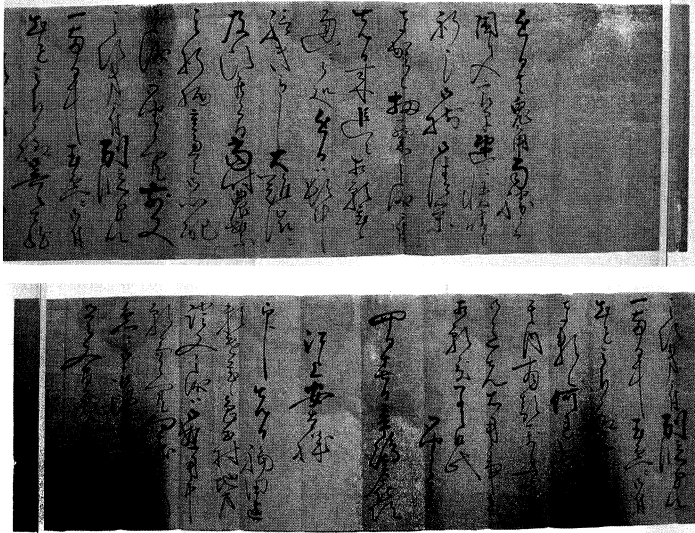
【史料⑤】

近日は兎角雨勝二而

困り入最早速二快晴を

祈申候御揃御清榮

【図2 史料⑤】



奉賀候扱粟之儀二付  
先日來追々相願置候

通二候処近日ハ頓斗

種きらし大難洪二

及ひ居候間當時農繁

之折柄重疊御心配

之儀二御座候へ共前文

之次第二付別段を以

一両日中至急二御付

出を被下候様呉々可然

奉頼候何れ書外は

其内拜顔萬々可得

御意先右用事迄

相願度早々如此  
御座候已上

四月十七日 辛嶋多喜次

江上安太様

尚々先日福田迄

頼遣置候色出村地方

證文之儀ハ御繁用中

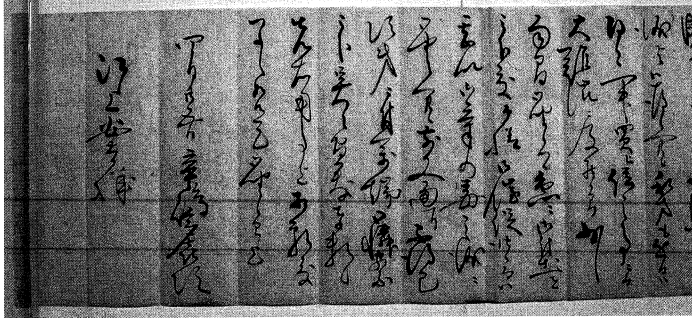
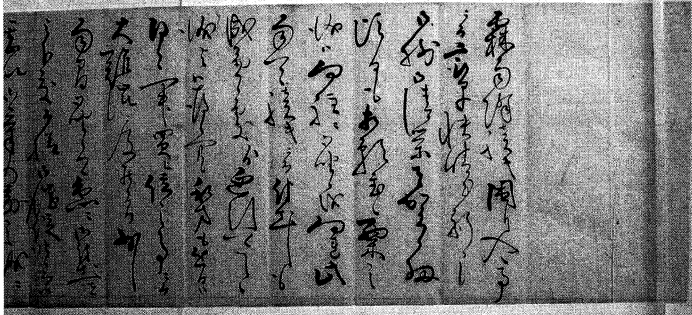
願兼候へ共何卒其内

急二御取堅又被下候様

是又宜敷奉願候以上



【図3 史料⑥】



【史料⑥】

霖雨降続キ困り入候事

二而最早快晴を祈申候

御揃御清榮奉賀候扱

頃日も相願置候粟之

儀ハ何程ニ御座候哉何れ此

雨天続キ二而付出しも

成兼候處より延引いたし候

儀とハ存候へ共私方も近日ハ

日々一升買ヒ位之事二而

大難波ニ及居候間少し

雨間御座候ハ、急ニ御付出を

被下度ケ様御催促仕候而ハ

甚以御氣の毒之儀ニ

御座候へ共前文通り不得已

次第ニ付萬端御憐察

被下吳々宜敷奉頼候

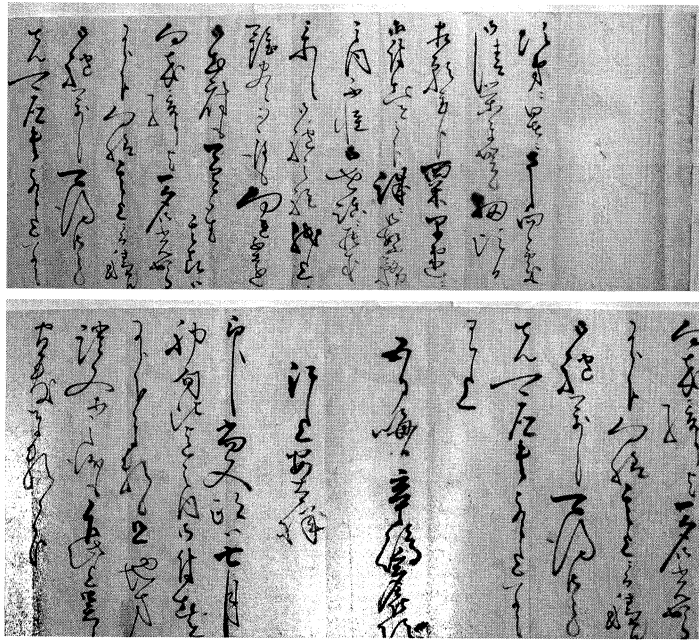
先右用事迄相願度

早々如是御座候已上

四月廿五日 辛嶋多喜次

江上安太様

【図4 史料⑦】



〔史料⑦〕

次第二暑二さし向候處

御清栄奉賀候扱頃日

相願置申候粟早速二

御付出を被下誠二御繁務

之内不輕御世話二罷成

忝候御禮之程紙上二

難尽御座候何れ不遠

御出府も可有御坐候其節ハ

何卒緩りと一夕御光駕

可被下何様言上二而積ル

御禮萬々可得御意

先可應貴文申上候早々

已上

五月晦日 辛嶋多喜次

江上安太様

尚々尚又跡ハ七月

初旬比迄之内御付出を

可被下奉頼候且地方

證文等之儀も被下此上吳々

宜敷奉頼候以上

〔史料⑤〕から〔史料⑦〕はいずれも切継紙で成り、法量はそれぞれ縦一五・一×横七八・七糎、縦一五・六×横五九・四糎、縦一五・七×六一・〇糎である。

これらはいずれも江上安太宛の書簡であり、その内容を見る限り三通は一連の関係にある。宛名の江上家第三代安太は父津兵衛の跡を継いで荒尾手永御山支配役となった後、現在の植木町のほぼ全域と鹿央町南部にあたる正院手永の御物庄屋を歴任している。〔史料⑤〕で蘭軒が正院手永内の色出村における証文の「御取堅メ」を依頼していることから、この書簡の成立年次は、安太が正院手永御物庄屋当分となった万延元年（一八六〇）四月二十六日以降で、明治三年（一八七〇）七月五日に免じられるまでの期間内であると考えてよい。<sup>22</sup>

〔史料⑤〕、〔史料⑥〕の内容は粟の支援の依頼である。四月一七日の時点で「種きらし大難渋二及ひ居候」とあるが、支援はすぐには届かなかったようので、四月二五日には「日々一升買ヒ位之事二而大難渋二及居候」と二度目の催促をしている。その後無事に支援を得ることができたようので、五月晦日付けの礼状をしたためている。

以上、書簡からは蘭軒が経済的に江上家を頼みにしていた様子が窺えた。また、津兵衛宛、安太宛書簡のいずれも地域の坪付帳や証文といった話題に触れており、蘭軒が何

らかの形で地方支配に関与していたことが示唆されている。この点の掘り下げは、さらなる史料の出現に俟ちたい。

## （二）藩政

松橋収蔵庫の「辛島家文書」には、蘭軒ではない筆跡で端裏に「多喜次<sup>江</sup>」と墨書された覚書が一通存在する。以下、全文を引用する。

### 〔史料⑧〕

覚

当年異国船渡来之節之

惣奉行監物被

仰付組共今迄之請持と

三月中引替可申旨

一堀丹右衛門儀組共受持被

仰付今迄之請持と三月中

引替可申旨

右之通被

仰付候間此段可承置候

一御手当付而諸達諸願等

達方及延引候而者御手当筋

速<sup>三</sup>備兼候間来<sup>ル</sup>廿三日迄

可被相達候以上

正月十一日<sup>24</sup>

分量は縦一五・二×横五九・八糎。切紙の覚書である。はじめに、一つ目の一つ書きにある堀丹右衛門は、天保十四年に三十五歳で三千五百石を襲祿し、弘化元年（一八四四）二月二四日から弘化二年九月一日に三番組番頭に就任した人物である。その後弘化二年九月十四日から嘉永六年（一八五三）一月一五日にかけて用人を、嘉永六年一月一五日から慶応二年（一八六六）八月一〇日にかけて六番組番頭を勤めた。<sup>26</sup>なお、備頭とは備組の頭のこと、備組は戦時には藩の主力戦闘部隊となり、平時には幕府が命じる公儀普請役の組織となる。<sup>27</sup>また番頭は備頭の下で警備に当てる役職である。<sup>28</sup>

次に、史料前半部に登場する「監物」とは、間違いなく長岡監物のことである。長岡は細川氏の旧姓で、一門のほかは筆頭家老松井氏と次席家老米田氏の当主にのみ許された。<sup>29</sup>また、米田氏当主は代々監物と称することが多いため「長岡監物」を名乗る人物は複数存在するが、「史料⑧」に堀丹右衛門の名が見られることから、この長岡監物は丹右

衛門と同時代人である米田是容であると特定できる。

長岡監物（米田是容）は文化一〇年（一八一三）、一万五千石の嫡子として生まれた。天保三年（一八三二）一〇月二七日に細川藩家老に就任し、時習館の改革を図ったり、横井小楠らと実学党と呼ばれる改革派を結成したりした。<sup>31</sup>家老就任と同時に三番組番頭の任にも就いたが、弘化四年三月五日に家老職を辞した後も安政六年（一八五九）八月一〇日まで備頭を続けている。<sup>32</sup>家老は軍事、行政上の最上級職であり、藩の中央行政機構である「惣奉行」の相談を受ける最高顧問のような存在であった。<sup>33</sup>嘉永六年、相州警備を命ぜられた細川藩主斉護は、直書をもって監物を相州警備の総帥に任命した。<sup>34</sup>細川藩総帥として相州警備に出陣した監物は安政六年八月一日に没し、熊本市坪井の見性寺に葬られた。<sup>35</sup>

改めて「史料⑧」を見ると、まず、「堀丹右衛門儀組共受持被仰付今迄之請持と三月中引替可申旨」とあり、丹右衛門が何らかの組に属している時期に本史料が成されたことが分かる。続いて、「異国船渡来之節之惣奉行」と記されていることから、監物が軍事面での最高職、すなわち家老であった期間内であることも明らかである。この両者の時期が重なるのは、丹右衛門が三番組番頭に就いていた弘化元年二月二四日から弘化二年九月一日であり、した

がって「史料⑧」の成立年次は弘化二年正月一日と推定できる。

覚書の内容は警備体制（人事）に関するものであり、誰が渡したのかは定かでないものの、少なくとも蘭軒が藩政に関する重要情報を得ることのできる位置にあったことが窺える。

おわりに

以上、新出史料を踏まえながら、幕末の熊本藩儒辛島蘭軒の生涯や行状について新知見を提示してきた。まず、藩校時習館の句読師や訓導に任ぜられた一方で、番士、穿鑿役、川尻作事監、所々目付などの役職を歴任していたことが判明した。

次に、書簡を見る限り、蘭軒は江上家と二代にわたる親交を有し、経済的な支援を受けていたようだ。加えて、江上家に原倉村の坪付小前帳や色出村の証文の「御取堅メ」を依頼している事実には、蘭軒の地方支配への関与が示唆されている。

最後に、藩の警備体制をめぐる覚書からは、蘭軒が藩政に関する重要な情報を入力できる位置にあったことが分かった。

蘭軒についてはいまだ不明瞭な部分が多く、今後も継続的に史料発掘と行状究明が求められるものの、いずれにせよ、本稿で見えてきた蘭軒の姿は、ただに儒学者としてののみならず（政治）参画者としての様相も呈している。このことは、幕末の（熊本）藩儒とその学問の有り方を再考する契機となろう。

#### 注

- 1 以下、本稿では「辛島」で統一する。
- 2 上村希美雄「鎌田景弼」項（『熊本県大百科事典』、熊本日日新聞社、一九八二年）。
- 3 『肥後先哲偉蹟』後編（歴史図書社、一九七一年）、二七九～二八〇頁。なお、表記は底本に従い、改行に関しては必要に応じて体裁を改めた。「」内の表記は筆者による加筆である。以下、全ての引用文で同。
- 4 前掲『肥後先哲偉蹟』後編、二八〇頁。
- 5 『辛島氏家系』（熊本県松橋収蔵庫蔵、ソーニー一六―三五）。なお、朱で記されている句読点については反映させた。また、割注内の記述は【】で示した。以下、全ての引用文で同。
- 6 松本雅明監修『肥後読史総覧』上巻（鶴屋百貨店、一九八三年）、一〇〇九頁。
- 7 西山禎一『熊本藩役職者一覽』（細川藩政史研究会、二〇〇七年）、三八四頁。
- 8 前掲西山禎一『熊本藩役職者一覽』、三八二頁。

- 9 花立三郎「時習館」項(前掲『熊本県大百科事典』)。
- 10 『新熊本市史』通史編第三卷(熊本市、二〇〇一年)、二八二頁。
- 11 前掲西山禎一『熊本藩役職者一覽』、三六三頁。
- 12 『新熊本市史』通史編第四卷(熊本市、二〇〇三年)、六一三～六一四頁。
- 13 前掲西山禎一『熊本藩役職者一覽』、三六〇頁。
- 14 前掲『肥後先哲偉蹟』後編、二八〇～二八一頁。
- 15 慶応三年「御家中知行附」(西山禎一『熊本藩藩士便覧』、細川藩政史研究会、二〇一〇年)、四九九頁。
- 16 前掲『肥後先哲偉蹟』後編、二七九頁。
- 17 花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』(国書刊行会、一九七六年)、一四九頁。
- 18 『南関町史』通史上(南関町、二〇〇六年)、五〇八～五〇九頁。
- 19 『角川日本地名大辞典』(四三 熊本県)、角川書店、一九八七年)。以降の地名に関しても本書を参照した。
- 20 前掲花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』、一四八頁。
- 21 前掲花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』、一五〇頁。
- 22 前掲『肥後読史総覧』上巻、七四五頁。前掲花岡興輝『近世大名の領国支配の構造』、一五〇頁。なお、安大が御惣庄屋本役となるのは元治二年(一八六二)六月五日である。
- 23 「一升買い」とは窮乏した生活を形容した表現。
- 24 「覚」(熊本県松橋収蔵庫蔵、ター八三七―五)。
- 25 万延二年「慶順公御書出」(前掲西山禎一『熊本藩藩士便覧』、四七二頁)。
- 26 前掲西山禎一『熊本藩役職者一覽』、一八、五一頁。

- 27 前掲『新熊本市史』、四五二頁。
- 28 前掲『新熊本市史』、四一七、四九〇頁。
- 29 鎌田浩「長岡是容」項(前掲『熊本県大百科事典』)。
- 30 前掲鎌田浩「長岡是容」項。
- 31 前掲『新熊本市史』、五四七頁。
- 32 前掲西山禎一『熊本藩役職者一覽』、二、六頁。なお「熊本藩役職者一覽」によると、監物は弘化四年三月五日に家老職を「免死」となっているが、これは「免」の誤りであろう。
- 33 前掲『新熊本市史』、二二一～二二二頁。
- 34 前掲『新熊本市史』、五四七頁。
- 35 前掲鎌田浩「長岡是容」項。

【付記】

書簡の解説にあたっては、手紙を読む会(雅俗の会)の皆様のご教示を得た。ここに記して謝意を表したい。なお、本稿は科学研究費補助金基盤研究(C)(研究課題番号:23520113)の成果の一部である。